

みんなでまもろう！

子どもの人権



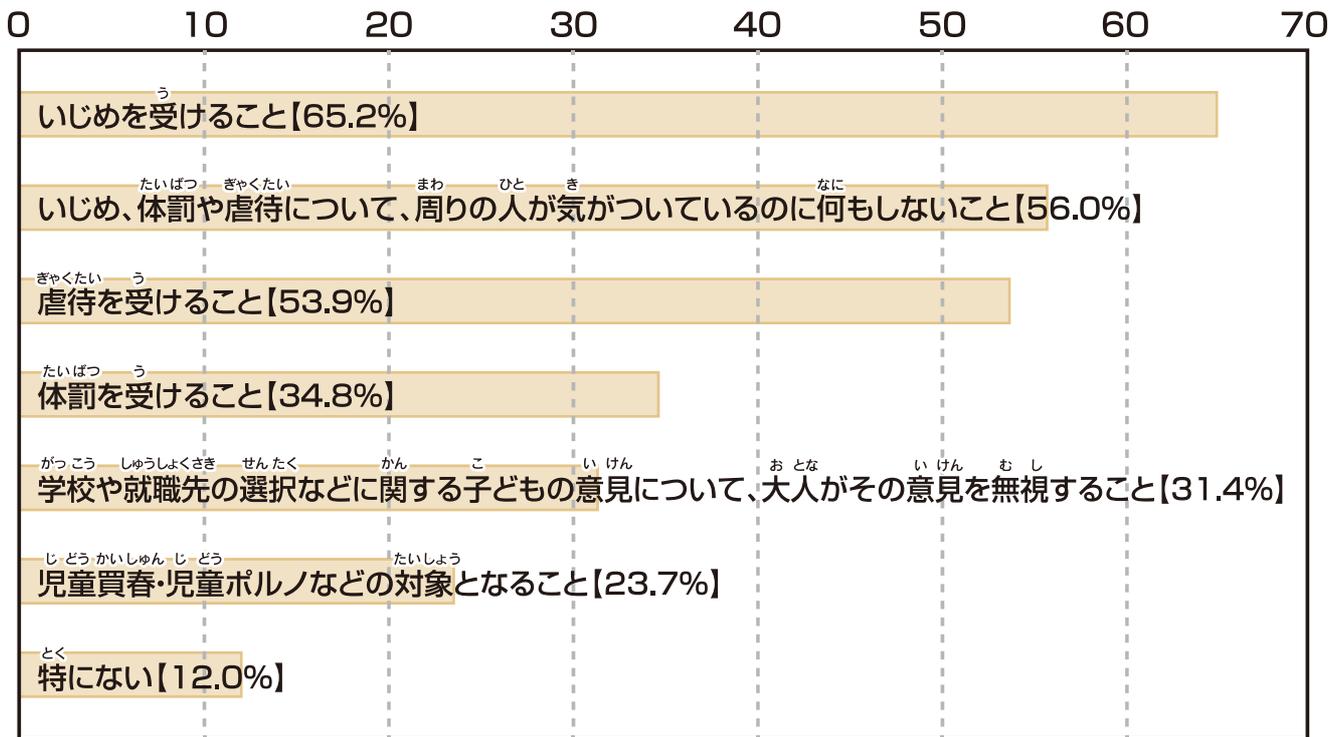
子どもをめぐる人権問題

いじめや体罰、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性被害など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。

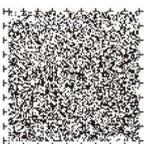
内閣府「人権擁護に関する世論調査」(2022年8月調査)から

あなたが、子どもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。

複数回答(%)



子どもは一人の人間として最大限に尊重され、まもられなければなりません。

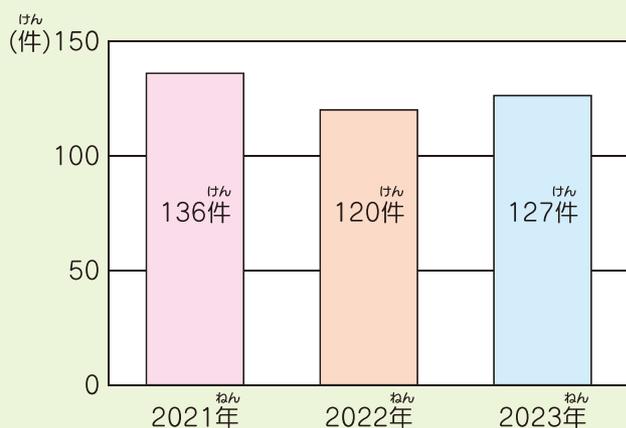


子どもへの人権侵害

いじめの現状を知っていますか？

最近の子どものいじめは、SNS上などで行われることも多く、周りから一層見えにくくなっています。さらに、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることも少なくありません。

いづかし (飯塚市におけるいじめ認知件数)



例)・悪口、陰口を言われた(うわさで聞いた)

- ・SNSのグループから外された
- ・暴力をふるわれた など...

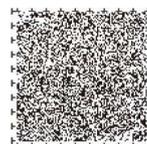


「児童虐待かな？」と思ったら迷わず相談しましょう！

昨今、親などが幼児や児童を虐待し、中には死に至らしめるとい痛ましい事件が多発しています。

子どもや家庭への包括的な相談支援などを行う「子ども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援などの子どもや家庭を支える事業を行うなど、対策の強化が進められています。

いづかし (飯塚市における18歳未満の児童虐待相談対応件数)



子どもへの人権侵害の解消に向けて

子どもの権利条約

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。

子どもの権利条約の4つの原則



2 差別の禁止

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に 対する権利

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



12 子どもの意見の尊重

子どもが意味のある参加ができること

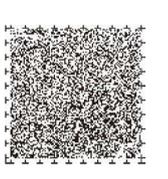
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。

日本ユニセフ協会HPより

飯塚市の子どもをみんなで守る条例

全ての子どもたちが、虐待や育児放棄から守られ、愛される幸せを実感しながら成長できるように、市民みんなで、子育てしやすい環境をつくり、子どもの命と育ちと笑顔を守るため、この条例が制定されました。

条例では、虐待予防のために地域と行政が連携して子育て支援を行うこと、**子どもを守るために地域と行政が連携して虐待防止の取り組みを行うこと**を基本方針としています。



ヤングケアラーのこと、知っていますか？

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。

例えば「ヤングケアラー」とはこんな子どもたちです。

(出典: 子ども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/aaa/>))



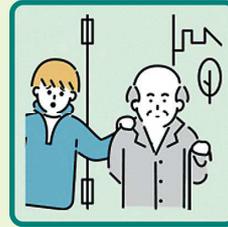
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーと子どもの人権

～みんなで支え合える社会をめざして～

子どもが家事や家族の世話をすることは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、年齢や成長に見合わない負担が続くことで、子どもらしい生活が送れず、辛い思いをしたり、進路や学業に支障をきたしたりしている場合があります。

すべての子どもたちが持つ基本的な人権を定めた「子どもの権利条約」の中には「守られる権利」「育つ権利」「生きる権利」「参加する権利」があり、すべての子どもたちが健やかに育まれるよう、子どもや家庭が抱える問題の背景をしっかりと捉え、社会全体で解決に向け考えていくことが大切です。

